



施政方針

※一部抜粋・要約

木村町長は、3月に開催された平成24年第1回定例会において、「町政に対する基本的な考え方」や「町の重点施策」など、平成24年度の施政方針を述べました。

企画政策部(74)1111内線231企画調整担当
FAX (74) 9141

はじめに

町長に就任してから、様々な場面で町民の皆様とお会いし、防災対策や今後のまちづくりなどに関して貴重なご意見をお伺いするとともに、関係機関とも十分に連携ができるよう、様々な調整を図ってまいりました。町長という重責を全うするためには、町民の皆様とお会いし、小さな声にも耳を傾け、共に考え、町政反映に努めることが重要であると改めて得心したところでございます。

私は、「絆」こそが今の日本全体に漂う閉塞感を打開するものであり、地域の活性化になくてはならないものであると確信しております、今後とも議員各位ならびに町民の皆様のご協力を賜りながら、活力あるまちづくりを共に進めてまいりたいと思います。

町政に対する基本的な考え方

今後の地域経済についても先行き不透明であり、依然として厳しい状況が続くものと予測されますが、町民の皆様と町がしっかりと手

平成24年度予算

収入

町税の収入に占める割合は、ここ数年減少傾向にあり、本年度も昨年度に引き続き非常に厳しい状況となっています。

支出

平成22年度からの緊急財政対策による事業の見直し等を継承しました。

※平成24年度予算について詳しくは、広報さむかわ予算特集号をご覧ください。

重点施策以外の主な事業

総合計画の基本目標を推進するにあたり、基本姿勢に基づき進めます。

※平成24年度予算の主な事業について詳しくは、町ホームページをご覧ください。

3つの基本姿勢

●町民との協働によるまちづくり

を携え、自治基本条例の本旨である協働のまちづくりを進める必要がございます。

多様化する町民ニーズがある中で、町政運営の基本的な考え方として、大局的に着目しながら確実にできることから着手する「着眼大局、着手小局」を進めてまいりたいと考えております。

また、本年度は、町総合計画「さむかわ2020プラン」後期基本計画がスタートいたします。

後期基本計画につきましては、目標指標や財政計画を掲げ、実効性のある計画となるよう策定いたしましたところです。この計画を着実に推進していくためには、事業の「選択と集中」を図ることが必要であるとともに、地域主体・町民参画によるまちづくりが、今後の町政運営のあり方であると考えており、皆様のご指導・ご協力を賜りながら、まちづくりを進めていく所存でございます。

平成24年度 重点施策

「明日を担う子どもたちの健やかな育成」に関する施策

●少人数学習等を通じて学力の向上を図ります

●「地域のせんせい」ふれあい推進事業を展開し、様々な経験や知識を持ち、

地域の中で活躍する方々を「地域のせんせい」として講師に迎え、教育活動の充実を図ります

●特別支援学級を旭小学校

と寒川東中学校に新設し、旭が丘中学校に1学級増設し、障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を展開します

新たな特別支援学級の設置については、条件が整い次第、進めていく予定です

「安心して暮らせるまちづくり」に関する施策

●家族で防災対策について考える「家族防災会議の日」を毎月1回設定し、町

民一人ひとりの防災意識の高揚を図ります

●標高を入れた防災マップの更新、備蓄食糧の購入、各広域避難場所へのガスパワー発電機の配備など防災対策の充実を図り、自主防災組織の防災資機材の整備、更新等を支援するため、新たな補助制度を創設して地域防災力の向上を図ります

●防災行政用無線の聞き逃しを防止するため、各小学校区の児童クラブに戸別受信機を設置し、子どもたちの安全を図ります

●新入学児童に黄色い帽子を配布し、防犯ブザーを貸与し、児童の安全確保を図ります

●道路反射鏡や防犯灯の増設等を行い、交通安全、防犯の講習会等を開催し、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します

防犯灯については、環境に優しく、省エネや維持管理費の軽減が期待できるLED照明の導入を順次進めます

寒川町公民館建て替え検討を凍結します

寒川町公民館については、老朽化や耐震性などの理由から、平成22年3月をもって寒川小学校正門東側の建物の使用を休止し、暫定的対応として隣接する同校の余裕教室にその機能の一部を移転しました。

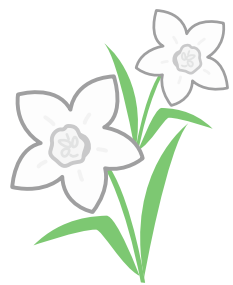
町教育委員会では、同公民館の建設検討を総合計画に位置付けてあることや、一日も早い建て替えを望む声が多くあったことから、平成23年度に（仮称）寒川町中央公民館建設検討委員会を立ち上げ、建て替えに向けて施設や設備について検討してきました。

しかし、平成24年度から平成32年度までを計画期間とする町総合計画の後期基本計画を策定する中で、「実現可能なものを確実に進めて行く」という木村町長の方針のもと各事業を見直した結果、同公民館の建て替えについては、厳しい経済情勢が続くと予想される今後9年間での実現は困難であると判断し、「町民センターにも地区公民館機能を取り入れる」とした上で、建て替えの検討は凍結することにしました。

各公民館での意見交換会にご出席いただいた皆様や、アンケートにご回答いただいた公民館利用者をはじめ町民の皆様にご協力を感謝するとともに、少子高齢化時代にあって地域文化の拠点である公民館の果たす役割の重要性をしっかりと認識しながら、この集計結果を今後の公民館運営や施設整備に活用していきます。

なお、アンケートの集計結果については、町ホームページや各公民館で公開していますのでご覧ください。

☎生涯学習課(74)1111内線532生涯学習担当FAX(75)9907





レジ袋、箸、調味料、無料の試供品などをもらったものの使わずに、ごみとして出していることはありませんか。買い物ときはマイバッグを持参し、ごみになるものを断りましょう。

リフューズへ断る▽

日常生活において4Rを意識することで、ごみを減らすことができます。できることから取り組みましょう。

字をとったものです。

4Rとは、REFUSE（リフューズ）「断る」、REDUCE（リデュース）「減らす」、REUSE（リユース）「繰り返し使う」、RECYCLE（リサイクル）「再利用する」の頭文字をとったものです。

4Rに取り組みましょう

詰め替えが可能な商品を利用し、無駄遣いをやめましょう。

リデュースへ減らす▽

生ごみは、コンポスト、リサイクルボックスなどの堆肥化する容器、電動生ごみ処理機を利用することで減量できます。

町ではコンポスター、リサイクルボックス、電動生ごみ処理機の貸出と補助を行っています。詳しくは、町ホームページをご覧ください。どうか、環境課へお問い合わせください。



コンポスター

リユースへ繰り返し使う▽

繰り返し使うことを目的に飽きのこないデザインの製品を購入したり、壊れた場合は修理したり、不要な物をフリーマーケットに出

ご協力ください ごみの減量化・資源化



ごみについては、最終処分場の残余量の逼迫、環境負荷の低減、天然資源の保全といった多くの問題があり、全国的に深刻なものとなっています。これらの問題を解決し、次代を担う子どもたちに豊かな環境を残すためには、ごみを減らし、資源をリサイクルしていくことが必要です。

資源物を繰り返し使用する環境にやさしい資源循環型社会の実現を目指し、茅ヶ崎市と共同で整備を進めてきた寒川広域リサイクルセンターが4月から稼働しますが、資源物がルールどおりに出されないと、資源物を再資源化するための中間処理ができません。「混ぜるとごみ、分ければ資源」を意識し、ごみの減量化・資源化にご協力ください。

ご協力を
お願いします



ゴミ野ゲンゾウ

したりして、物をごみにしないよう心掛けましょう。



ニコニコリサイクルフリーマーケット

リサイクルへ再利用する▽

びん、かん、ペットボトル、プラスチック製容器包装類、ガラス、紙、布、油などは再利用、再資源化できる資源物です。

ごみと資源物を分けましょう

最近、ごみの分別が守られていない事例が多くみられます。正しい分別は、ごみの減量化・資源化に欠かせません。

ごみと資源物を出すときは、広報さむかわ4月号と同時配布する「ごみと資源物の正しい分け方・出し方」に従い、指定された日の午前8時までに置き場へ出してください。

町では、茅ヶ崎市環境事業センターで焼却された可燃ごみ・可燃粗大ごみの焼却灰と不燃ごみの最終処分を委託しています。最終処分は、民間業者が焼却灰と不燃ごみを県外の処分地に埋め立てる方法で行っていますが、処分地が所在する市町村では、焼却灰に東日本大震災で被災した東京電力福島第1原子力発電所から発生した放射性物質のセシウムが含まれていることから、風評被害や処分地周辺の住民感情を考慮し、県外からの焼却灰の受け入れを制限しているところもあります。

焼却灰、不燃ごみの埋立地



千葉産業クリーン(株)(千葉県銚子市)

町が排出している焼却灰にも微量ながらセシウムが含まれているため、今後、焼却灰などの最終処分ができなくなる可能性があります。

町が排出している焼却灰(飛灰)のセシウム濃度

単位：1キログラム当たり

セシウム134	133ベクレル
セシウム137	194ベクレル
合計値	327ベクレル

上記の数値は2月に茅ヶ崎市環境事業センターで測定したものです。環境省から示された最終処分できる焼却灰(飛灰)のセシウム濃度が合計値で1キログラム当たり8,000ベクレル以下ですので、町が排出する焼却灰(飛灰)のセシウム濃度は、大幅にこの基準を下回っています。

分別のポイント

次の5つのポイントは、分別する際、特に気を付けていただきたい注意点です。

ポイント① 可燃ごみのごみ質を分析した結果、約60パーセントが水分でした。可燃ごみはギュッと絞ってから出してください。

ポイント② 陶器やガラス板は資源物ではなく不燃ごみとして出してください。

ポイント③ プラスチック製容器包装類におもちゃ、汚れた容器、紙おむつ等が入っていることがあります。おもちゃは不燃ごみに、汚れた容器は水ですすいで出してください。どうしても汚れが落ちない容器や紙おむつは可燃ごみとして出してください。

ポイント④ スプレー缶は必ず穴を開け、空にしてから出してください。火災の原因となり危険です。

ポイント⑤ 本年度から靴やブーツ等も可燃ごみになります。

募集します

町全体でごみの減量化に取り組むため、ごみを減らすための標語と我が家の減量方法(ご家庭で行っているごみを減らすための取り組み)を募集します。

応募いただいた標語と我が家の減量方法は、広報さむかわ6月号と町ホームページでご紹介しますので、各家庭でもできるものから実践し、ごみの減量化にご協力ください。

応募方法 4月30日(月)

までに環境課へ直接、はがき、ファクスまたはEメールの場合は、標語または我が家の減量方法、住所、氏名、年齢、電話番号を記入して、〒253-0196 環境課へ郵送か送信

環境課(74) 111

1内線423生活美化担当

FAX (74) 1385

in-kankyoutown.samu
kawa.kanagawa.jp

策定しました

第五次寒川町高齢者保健福祉計画

「健やかさと やすらぎを はぐくむまち さむかわ」

計画期間 平成24年度から平成26年度まで

基本目標

高齢者が生涯にわたり健康で元気に生活できることがますます重要であり、これまで以上に高齢者のみの世帯が増加していくことから、高齢者一人ひとりができる限り住み慣れた地域で安心して、快適に暮らせる環境の形成を目指すため、町では次の6つの基本目標を掲げました。

健康保持・介護予防の推進
生活習慣病予防等の「健康づくり」を目的とした事業、近い将来介護が必要になりそうなる人に積極的に参加していただく介護予防事業など、健康づくりから予防まで一貫した取り組みを推進します。

高齢者の社会参加の促進
今後、社会において大きな割合を占める高齢者が、いきいきと社会参加することができるような仕組みを整えます。

要支援者・要介護者施策の推進
高齢者が要支援・要介護状態になっても、その状態に応じて介護サービスを計画的に提供し、自立した日常生活を営むことができる体制を整備します。

高齢者生活支援施策の充実
高齢者が尊厳を保ちながら安心して生活を送ることができるよう、社会基盤の確立に努めます。

地域における支援体制の確立
高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、地域全体での支え合いや助け合う環境を作り上げるための条件整備を推進します。

計画推進体制の整備
高齢者が充分な情報に基づいてサービスを利用できるように、サービスの円滑な提供に努めます。

※詳しくは、町役場2階情報公開コーナー、高齢介護課、寒川総合図書館、町ホームページにある第五次寒川町高齢者保健福祉計画書をご覧ください。

☎ 高齢介護課(74) 111111内線155 高齢福祉担当 FAX (74) 5613

☎ 環境課(74) 11111内線423 生活美化担当 FAX (74) 1385

☎ kankyoutown.samuka@wanagawa.jp

介護保険運営協議会
審議会等の概要 介護保険事業計画の進捗状況や地域包括支援センター、地域密着型サービスに関する事項について調査、協議

募集人数 2人(第1号被保険者1人、第2号被保険者1人)

任期 6月1日～平成27年3月31日

町スポーツ推進計画(案)について
パブリックコメント

町の实情にあったスポーツ施策とスポーツ活動を推進するための基本的な理念と指標を定めた町スポーツ推進計画の策定について意見を募集します。

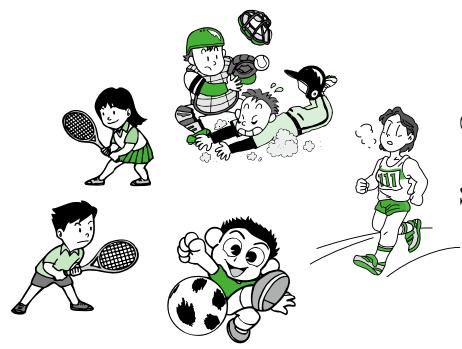
対象 町内在住か在勤または在学の人、町内の事業者、町内で活動する団体の人

資料配布閲覧場所 スポーツ振興課、町役場1階ロビー案内・2階情報公開コーナー、町民センター、寒川町公民館、北部・南部文化福祉会館、寒川総合図書館、健康管理センター、寒川総合体育館、町ホームページ

意見提出方法 所定の用紙または任意の用紙に住所、氏名(団体の場合は団体名と所在地)などを記入して、資料配布閲覧場所にある意見募集箱へ直接、またはスポーツ振興課へ郵送か直接、

☎ スポーツ振興課(74) 11111内線541 FAX (75) 9907

☎ m.sports@town.samuka@wanagawa.jp



家族で防災対策を話し合いましよう

寒川町家族防災会議の日
災害発生時は、被害が広範囲におよび、町民の皆さん一人ひとりにまで行政の支援が行き届かないことが予想されるため、各自が「自分の身は自分で守る」という自助の考えで災害に備えることが最も重要となります。

町では、町民の皆さんに防災意識を高めていただくため、原則、毎月第1日曜日を寒川町家族防災会議の日とすることにしました。

家族防災会議の日には、防災行政用無線、町ホームページなどを利用した意識啓発を行いますので、町民の皆さんは、次のようなことを家族で話し合い、地震などの災害に備えてください。

● 家具の転倒防止対策はできているか

● 寝室などに懐中電灯を備えているか

● 窓ガラスの飛散防止対策

☎ 防災安全課(74) 11111内線253 防災安全担当 FAX (74) 9141



非常持出品を各家庭で準備しておきましょう

共通事項
応募資格 次のすべての要件を満たしていること

① 町に1年以上在住か在勤または在学の満20歳以上であること

② 任期開始日時点で町のほかの審議会等の委員でないこと

③ 行政機関の職員または町議会議員でないこと

④ 任期開始日までの5年間に今回応募する審議会等の公募委員を務めていないこと

※介護保険運営協議会は介護保険第1号被保険者(65歳以上の人)、第2号被保険者(40～64歳で医療保険に加入している人)のいずれかであること。

申し込み 5月8日(火)までに必要事項を記入した所定の申込書と小論文(様式自由・400字程度)

募集人数 1人

任期 6月1日～平成26年3月31日

審議会等の概要 廃棄物問題について意見を述べ、町民相互の協力と廃棄物の減量化、資源化などを推進

廃棄物減量化等推進協議会

年間開催回数 3～4回

報酬 日額8700円

小論文テーマ 高齢者の介護予防について

☎ 高齢介護課(74) 153 介護保険担当 FAX (74) 5613

☎ m.koureitown.samuka@wanagawa.jp

介護保険料が決まりました

保険料基準額を決定

第1号被保険者（65歳以上の人）の介護保険料について、3年に1度の見直しを行いました。平成24年度の保険料基準額は、年額4万9080円となり、平成21～23年度との比較では240円の増額となりました。

保険料基準額が増額となったのは、町の高齢化率が21パーセントに達し、介護認定者数の増加による介護サービス費の増加や介護報酬改定などにより介護保険事業費が増大するものと見込まれるためです。

今回の保険料改定では、

増額分を抑えるため、県の財政安定化基金と町の介護給付費準備基金を取り崩しました。

保険料段階の設定

65歳以上の人の所得等に応じて、保険料基準額に対し負担割合を調整するものです。これまでは全9段階の設定としていましたが、よりきめ細かく、被保険者の負担能力に応じた保険料

設定とするため、全11段階としました。詳しくは、6月に送付する保険料決定通知でご確認ください。

※第2号被保険者（40～64歳の人）の介護保険料については、加入している医療保険へお問い合わせください。

Q 高齢介護課 111内線153 介護保険担当 FAX (74) 5613

65歳以上の人の介護保険料(平成24～26年度)

保険料基準額は第6段階の4万9,080円(年額、月額は4,090円)です。

段階	対象者	保険料率 保険料年額
第1段階	生活保護受給者、市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者	0.50
		2万4,540円
第2段階	市町村民税世帯非課税で前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	0.50
		2万4,540円
第3段階	市町村民税世帯非課税で前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の人	0.70
		3万4,350円
第4段階	市町村民税世帯非課税で前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が120万円を超える人	0.75
		3万6,810円
第5段階	市町村民税本人非課税、世帯課税で前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	0.90
		4万4,170円
第6段階 (基準額)	市町村民税本人非課税、世帯課税で前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が80万円を超える人	1.00
		4万9,080円
第7段階	市町村民税本人課税（前年の合計所得金額が125万円未満）	1.15
		5万6,440円
第8段階	市町村民税本人課税（前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満）	1.25
		6万1,350円
第9段階	市町村民税本人課税（前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満）	1.50
		7万3,620円
第10段階	市町村民税本人課税（前年の合計所得金額が400万円以上800万円未満）	1.75
		8万5,890円
第11段階	市町村民税本人課税（前年の合計所得金額が800万円以上）	2.00
		9万8,160円

納付書・口座振替納付は仮の保険料がなくなります

介護保険料と国民健康保険料の納付書・口座振替納付については、これまで仮の保険料を4～6月に納めていただき、年間の保険料から仮の保険料を差し引いた残額を7～3月に納めていただいていたましたが、平成24年度から仮の保険料を廃止し、6月に決定する年間の保険料を6～3月の10回で納めていただく方法に変更します。

これにより、保険料を納付書または口座振替で納めていただく人については、通知・納付書の送付が年1回（6月）となりますので、今まで4月に送付していた仮の保険料の通知・納付書は届きません。

※特別徴収（年金天引き）の納付方法については変更ありません。

※詳しくは、広報さむかわ3月号5ページをご覧ください。

国民年金保険料の納付について

学生納付特例制度

20歳以上の人は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。学生で収入が少なく保険料を納めるのが困難な場合、申請書を提出し、平成23年中の所得が基準以下であれば、4月あるいは国民年金に加入した月から翌年3月まで保険料の納付が猶予されます。

猶予された保険料は10年以内であれば納めることができますが、3年度目以降は保険料に加算額がつきますのでご注意ください。

4月30日（月）までならば平成23年4月から平成24年3月までの期間をさかのぼって申請できます。所得は平成22年中が対象です。

対象 大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校

校、専修学校および各種学校（修業年限が1年以上の課程に在学）などの学生（夜間・定時制課程・通信制課程も対象）
申請方法 次の書類などを持って保険年金課へ

●平成24年度有効の学生証（コピー可、有効期限が裏面に記載されている場合は裏面のコピーも必要）または在学証明書

●年金手帳

●印鑑（本人が署名する場合に必要）

※学生納付特例期間の保険料を納める場合は、専用の納付書が必要です。年金手帳と印鑑を持って保険年金課で手続きしてください。

※学生以外の人で保険料を納めることが困難な場合は、免除制度や若年者納付猶予制度がありますので、保険年金課へご相談ください。

前納制度



平成24年4月から平成25年3月までの保険料は、月額1万4980円です。保険料の納付期限は翌月末ですが、保険料を前もって一括で納めると割引になる前納制度があります。

例えば、前納用の納付書で1年間分を4月末までに一括で納めていただくと、年間3190円が割引になります。年度途中でも前納できる期間がありますので、希望される場合は、保険年金課へご相談ください。

Q 保険年金課 111内線123 年金担当 FAX (74) 5613

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料納付は便利な口座振替で

忙しくて金融機関等に保険料を納めにくい、納期限をよく忘れてしまうといった人は、便利な口座振替をご利用ください。

口座振替は、一度手続きをすれば、納期限ごとに指定の口座から保険料が自動的に引き落とされるため納め忘れがありません。

申し込み 預（貯）金通帳、口座の届け出印鑑、保険料の納入通知書を持って金融機関・ゆうちょ銀行または保険年金課へ直接（ゆうちょ銀行の申し込みは同課ではできません）

開始時期 下表のとおり
注意事項 残高不足などで振替ができなかった場合は再振替しません。後日、納付書を送付しますので金融機関・ゆうちょ銀行または同課で直接納付してください。

口座振替開始時期

申し込み先	開始時期
保険年金課	受付月の翌々月納期分から開始
町指定取扱金融機関	20日までに受け付けたものを翌月納期分から開始
ゆうちょ銀行・郵便局	20日までに受け付けたものを翌々月納期分から開始

Q 保険年金課 111内線124 国保・高齢者医療担当 FAX (74) 5613

災害・犯罪の被害者や遺族のために

予期せぬ災害や事故、犯罪によって死傷した場合、その被害者や遺族に見舞金などを支給します。

各制度の詳細は次のとおりです。

小災害見舞金制度

対象 自然災害および火災により住宅に被害を受けた世帯（り災証明書の提出が必要です）

支給金額 左表のとおり

区 分	見舞金額(1世帯につき)
全焼、全壊、流失	5万円
半焼、半壊	2万5,000円
床上浸水	1万円
消火損害	1万円

災害見舞金制度

区 分		見舞金額
死亡の場合	未就学児	9万円
	6歳(就学児)から 19歳まで	18万円
	20歳以上	27万円
入院の場合	身体障害者福祉法施行 規則別表第5の1級ま たは2級に該当すると 認めるとき	
	入院治療 を要する 傷害を受 けたとき	入院5日 まで
	6日以上入院 したとき	1日につき1,500円 (上限7万5,000円)

犯罪被害者支援制度

区分(支給対象)	支給金額
死亡の場合(遺族)	50万円
全治1カ月以上の傷害を受けた場合(被害者)	10万円

災害見舞金制度

対象 被害を受けたときに、町に住民登録または外国人登録があり、実際に住んでいる人で、次のいずれかの事故で死傷した人

- 車両などによる人身事故
- 電車、船舶、航空機などによる人身事故
- 火災、風水害などによる人身事故

※被害者または遺族の故

意、重大な過失、違法行為で発生した事故および広範囲における自然災害で災害救助法が適用された場合は、支給されないことがあります。

支給金額 左表のとおり

* * *

申し込み 災害発生から1年以内に、被害者または生計を共にしていた遺族が福祉課へ申し出てください。

犯罪被害者支援制度

対象 被害を受けたときに、町に住民登録または外国人登録がある人で、国内または日本国籍の船舶や航空機内で行われた犯罪による被害者またはその遺族

支給金額 上表のとおり

交付します

福祉タクシー利用券

在宅の重度障害者等の社会参加と生活圏の拡大の推進を目的に福祉タクシー運賃の一部を助成しています。

対象 町内在住の非課税世帯で次のいずれかに該当する人

- 身体障害者手帳所持者で下肢、体幹機能、視覚障害2級以上の人、上肢、内部機能障害1級の人
- 療育手帳Aを持っている人または知能指数が35以下と判定された人
- 特定疾患医療受給者証所持者
- ※人工透析治療者には課税

の状況にかかわらず交付。
交付枚数 月4枚(人工透析治療者は月8枚、申請月から年度末月分まで一括交付)
申し込み 4月1日以降に①身体障害者手帳②療育手帳③特定疾患医療受給者証のいずれか(①と③両方所持している人は両方)を持って福祉課へ直接
※普通自動車税または軽自動車税の減免と本制度との併用はできません。
福祉課係内線134障がい福祉担当FAX(74)5613

申し込み 犯罪被害の状況により給付を受ける期限が異なります。犯罪被害に遭ってしまったら、速やかにご相談ください。

福祉課係(74)1111
1内線131福祉総務担当
FAX(74)5613

費用を補助します

電気自動車・住宅用太陽光発電システム

電気自動車導入補助金

走行時に大気汚染物質を排出しない環境性能に優れた電気自動車(EV)の導入を次のとおり補助します。
補助対象者 次の①～③すべてに該当する人
①次のいずれかに該当すること

- 町内に1年以上在住している個人
 - 町内に事務所を有する個人事業者
 - 町内に事業所を有する法人
 - ②国の補助制度を利用して自らが所有し使用する電気自動車を購入すること
 - ③町税の滞納がないこと
- 対象車両** 国の補助制度の対象となる電気自動車で、使用の本拠が町内である車両(リース車は対象外)
- 補助台数** 8台(先着順、個人は1世帯につき1台まで)

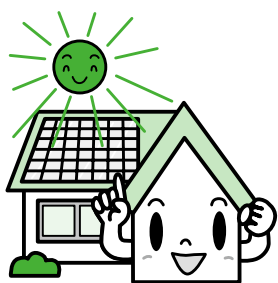


住宅用太陽光発電システム設置補助金

要件を満たす住宅用太陽光発電システムの設置費用を補助します。

補助対象者 町に住民登録がある人またはその見込みがある人で、町税の滞納がない人(過去に本補助金を受けている人は対象外)

対象住宅 自らが居住する住宅(店舗併用住宅を含む)



※必要書類など詳しくは、町ホームページをご覧ください。だく環境課へお問い合わせください。

環境課係(74)1111
1内線421環境保全担当
FAX(74)1385

全戸配布します

寒川町くらしの便利ガイド

湘南リビング新聞社と共同発行する「平成24年度ー平成25年度版 寒川町暮らしの便利ガイド」を4月末に全戸配布します。

この便利ガイドは、行政、特産物、医療機関など町に関するさまざまな情報を一冊にまとめたものです。

広報さむかわ4月号と同時配布する「さむかわ健康だより」「ごみと資源の正しい分け方・出し方」とともに保存し、ご活用ください。

企画政策部係(74)1111内線222広報統計担当FAX(74)9141

さがみ縦貫道路工事に伴う夜間一時通行止めについて

さがみ縦貫道路の橋梁工事に伴い、4月下旬～9月下旬にかけて、県道46号(相模原茅ヶ崎線)と県道44号(伊勢原藤沢線)が交差する田端二本松交差点で夜間一時通行止めを行います。夜間一時通行止めは工事期間中不定期で行いますので、日程や迂回路については、その都度、横浜国道事務所のホームページや看板などでお知らせします。



都市計画課係(74)1111内線278開発指導・国県事業対策担当FAX(74)2833
国土交通省横浜国道事務所藤沢出張所係0466(37)2588
http://www.ktr.mlit.go.jp/yokohama/

困ったときは ご相談ください

町民相談室

町民相談室の相談窓口では、次のとおりさまざまな相談に応じています。気軽にご相談ください。

相談名	相談内容	相談員	相談日時	備考	問い合わせ先
人権相談	家庭内や隣近所とのめごと、いじめや体罰など	人権擁護委員	毎月第2・4火曜日 午後1時～4時 (受付は午後3時まで)	電話相談も可	☎町民課 ☎(74)1111 内線172 住民協働担当 FAX(74)5613
※法律相談	日常生活の中の法的な問題	弁護士	毎月第1・2・3水曜日 午後1時～4時	予約制	
※司法書士相談	登記、少額訴訟、相続に関する事など	司法書士	毎月第2金曜日 午後1時～4時	予約制	
行政相談	国の行政に対する苦情、意見、要望	行政相談委員	奇数月の 原則第4金曜日 午後1時～3時	電話相談も可	
消費生活相談	架空請求や不当請求、多重債務、インターネットや契約に関するトラブルなど	消費生活相談員	毎週月・木曜日 午前10時～午後4時 (受付は午後3時まで)	電話相談も可	
行政書士相談	遺産分割協議書、遺言、契約書、示談書の作成などに関する事	行政書士	毎月第4水曜日 午前9時30分～11時30分	予約制	☎福祉課 ☎(74)1111 内線132 障がい福祉担当 FAX(74)5613
成年後見相談	認知症や障害で判断能力が不十分な人の契約行為や財産管理、生活面を支援する成年後見制度に関する事	行政書士	偶数月の第1金曜日 午後1時～4時	予約制	

- ※印のついている相談の相談時間は1人30分です。
- 予約は各担当課へ電話か直接。先着順で受け付けます。
- 同一内容の相談は原則1回に限ります。
- 相談は無料です。秘密は厳守します。
- 相談日は祝日等で変更になる場合がありますので、広報さむかわの行事カレンダーでご確認ください。

茅ヶ崎市消費生活センター

<消費生活相談>

相談員 消費生活相談員

相談日時 毎週月～金曜日午前9時30分～午後4時（祝日を除く）

<多重債務法律相談>

相談員 弁護士・司法書士

相談日時 毎月第1・3月曜日、第2・4水曜日午後1時15分～4時15分（予約と事前相談が必要です）

ところ いずれも茅ヶ崎市役所本庁舎3階（茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1）

☎茅ヶ崎市消費生活センター☎（82）1111



きれいな水を後世に

私たちの生活と水環境

生活と水環境

水質を保全し、より良い環境を次の世代に引き継ぐことは私たちの責務です。

川の汚れの原因は事業所や工場からの排水、家庭からの生活排水です。

川では生活排水の中に含まれている有機物や洗剤などの汚染物質を分解していただきますが、浄化能力以上の汚染物質が流れ込むと分解しきれず川は汚れてしまいます。

きれいな水を守るために

きれいな川、水を守るため、次のことに注意しましょう。

- 調理くずや油は流さないようにする
- 台所、洗濯、風呂掃除などには石けんなど分解性の高い洗剤を使用する

- シャンプーやボディーソープの使いすぎに注意する

- 川や海などでバーベキューやキャンプをしたときは、調理くずやごみを持ち帰り、川や海で洗淨、洗濯などはしない

- 単独処理浄化槽を使用している場合は、合併処理浄化槽に転換する

※各家庭が浄化槽を新設するときは、合併処理浄化槽を設置することが義務づけられています。合併処理浄化槽とは、トイレからの排水しか処理できない単独処理浄化槽と比べ、台所、洗濯、風呂などの生活排水も処理できる浄化槽です。

※県、町では県洗剤対策推進方針や生活環境への保全等に関する条例に基づき、分解性の高い洗剤を使うよう呼びかけ、水質改善への努力を求めています。



水質汚染事故を発見したら

水質汚染事故の主な原因は、工場での操作ミスや機械の故障、交通事故、不法投棄など人為的なものです。早期発見・通報により、浄水場などで適切な対応を行うことができます。

河川で、油が流れていた、魚が多数浮いていたりしたときは、発見時刻、発見地点、状況をご連絡ください。

☎県寒川浄水場☎（75）1056 FAX（74）5804

☎環境課☎（74）1111
1内線425環境保全担当
FAX（74）1385

公共下水道の整備を進めます

町では生活環境の改善や公共水域の水質の保全を目的に公共下水道の整備を進めています。

平成24年度は大曲、岡田、大蔵、小動の各地区の一部で下水道工事をします。工事期間中は交通規制などを実施する場合がありますが、ご理解、ご協力をお願いします。



利用区域を拡大

4月10日（火）から田端、大曲、大蔵、小動の各地区の一部で公共下水道が使えるようになります。該当地域の皆さんへ順次供用開始の「お知らせ」を通知します。「お知らせ」が届いた人は、早めに接続工事をしてください。

費用の助成・貸し付け^{あつせん} 幹旋

公共下水道が整備されても、そこへ下水を排水するための排水設備が設置されなければ、下水道は利用できません。排水設備とは、個人や事業場などが自己の敷地内に自費で設置する排水管、排水渠^{はいすいぎょ}などの排水施設のことです。土地や建物から発生する下水を公共下水道へ流すための施設です。

町では公共下水道の供用開始から3年以内に接続工事をする場合、工事費の助成または無利子・無担保の貸し付け幹旋をしています。詳しい内容は通知した「お知らせ」をご覧ください。下水道課へお問い合わせください。

☎下水道課☎（74）1111
1内線334下水道管理担当
FAX（75）9906

町職員の給与・定員管理等について

1 総 括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成22年度末)	歳出額 _A	実質収支	人件費 _B	人件費率 _{B/A}	(参考) 平成21年度 の人件費率
平成 22年度	人 47,429	千円 13,080,819	千円 626,476	千円 3,029,288	% 23.1	% 21.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 _A	給 与 費				一人当たりの 給与費B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 _B	
平成 22年度	人 317	千円 1,226,800	千円 383,357	千円 498,893	千円 2,109,050	千円 6,653

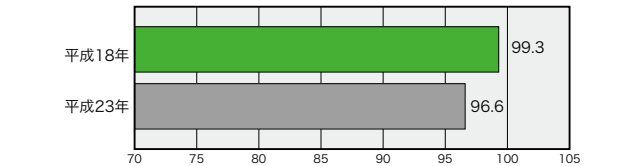
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

平成23年度の給与抑制措置

町長	給与・地域手当	20%抑制
副町長・教育長	給与・地域手当	10%抑制
管理職手当受給職員	給与・地域手当	5%抑制
その他の職員	給与・地域手当	2%抑制

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数 106.3（平成23年4月1日現在）

2 一般行政職給料表の状況（平成23年4月1日現在）

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	230,200	245,500	262,900	281,600	308,500
最高給料号給の 給料月額	243,700	296,800	349,500	393,300	400,000	410,300	435,000	470,300

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況（平成23年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
寒川町	42.3歳	320,100円	429,172円	387,075円
国	42.3歳	327,205円	—	397,723円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			A/B
	職員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均給料 月額 (円)	平均給与 月額 (円) A	平均給与 月額 (国ベース) (円)	対応する 民間の 類似職種	平均年齢 (歳)	平均給与 月額 (円) B	
全 体	30	50.2	297,300	350,730	347,270	—	—	—	—
自動車運転手	3	55.1	349,500	422,167	414,500	自家用乗用自動車運転手	56.4	253,700	1.66
清掃職員	4	50.6	333,000	396,500	392,150	廃棄物処理従業員	44.6	290,600	1.36
用務員	7	50.0	304,800	369,850	365,517	用務員	53.8	209,700	1.76
給食調理員	16	49.3	274,100	317,550	315,175	調理士	41.4	287,400	1.10
国	3,689	49.5	283,862	321,662	—	—	—	—	—

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		寒 川 町	神奈川県	国
		初任給	初任給	初任給
一般行政職	大学卒	178,800円	178,800円	I 種181,200円 II 種172,200円
	高校卒	149,800円	144,500円	140,100円
技能労務職 (25歳採用)	高校卒	181,500円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	－	306,871円	349,983円
	高校卒	－	279,300円	311,999円
技能労務職		245,931円	286,323円	315,266円

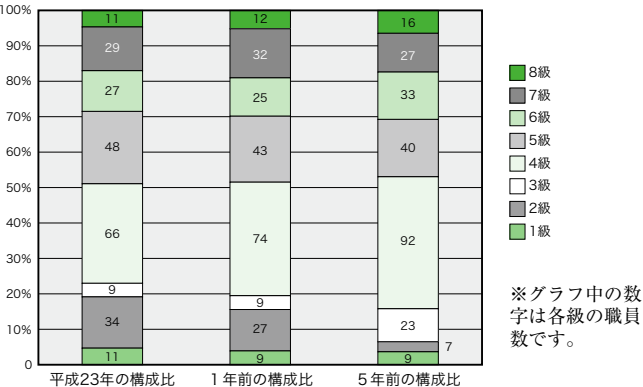
※平均給料月額の未記載箇所は、当該年数に対象者がいない場合。

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

区分	標準的な職務の内容	職員数 _人	構成比 _%
8級	部長、担当参事、参事	11	5
7級	課長、専任主幹、専任技幹、主幹、技幹	29	12
6級	副主幹、副技幹	27	12
5級	主査	48	20
4級	主任主事、主任技師	66	28
3級	主任主事、主任技師	9	4
2級	主事、技師	34	14
1級	主事補、技師補	11	5

- (注) 1 町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務評定については、平成20年度見直しを実施した。能力評価については毎年12月31日、実績評価については3月31日を基準日とし、評価結果を基に全職員に対し、反映させている。
--

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

寒 川 町	神 奈 川 県	国
一人当たりの支給額 (平成22年度) 1,553千円	—	—
(平成22年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成22年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成22年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級 による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級 による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級 による加算措置

(注) () 内は、再任用職員にかかる支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況

勤務評定については、平成20年度見直しを実施した。能力評価については毎年12月31日、実績評価については3月31日を基準日とし、評価結果を全職員に対し、反映させている。

(2) 退職手当（平成23年4月1日現在）

寒 川 町			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～10%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～20%加算)	
一人当たり平均支給額	18,995千円	26,976千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給した平均額である。

(3) 地域手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成22年度決算）			142,821千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）			411,588円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度
全域	10%	347人	全域 0%

【参考】神奈川県（県職員）の支給率は、県内全域10%

(4) 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成22年度決算）		941千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）		32,435円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（22年度）		8.0%	
手当の種類		6種類	
手当の名称	主な支給対象職員	支給区分	左記職員に対する支給単価
感染症接触手当	感染症患者の救護、家屋等の消毒または病毒汚染物の処理作業に従事した職員	日 額	500円
	感染症家畜またはその疑いのある家畜の防疫業務に従事した職員	日 額	500円
有害毒薬物取扱手当	衛生または農業関係において人体に有害なまたは特に危険性を有する毒薬物を取扱う業務に従事した職員	日 額	500円
行旅死亡人及び変死人取扱手当	行旅死亡人または変死人を取扱う業務に従事した職員	1 件	4,000円
清掃作業手数料	美化センターの投入そうまたは貯留そう内部の清掃作業に従事した職員	作業 1 回	1,000円
救急業務手当	救急車による救護作業に従事した消防職員	日 額	500円
	救急救命士法第44条に規定する救急救命措置に従事した救急救命士の資格を有する消防職員	出勤 1 回	510円
危険作業手当	現場作業または高所作業に従事した職員	日 額	500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成22年度決算）	90,561千円
職員1人当たり平均支給年額	252千円
支給実績（平成21年度決算）	97,581千円
職員1人当たり平均支給年額	267千円

(6) その他手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	配偶者	13,600円	異	13,000円	48,369千円	254,571円
	配偶者以外の扶養親族のうち2人まで	6,500円		6,500円		
	配偶者のいない場合の扶養1人まで	11,100円		11,000円		
	扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目の子等	7,100円		6,500円		
	その他の扶養	5,000円		6,500円		
	特定扶養	5,000円		5,000円		
	住居手当	自己所有住宅居住者		12,500円		
借家・借間居住者		上限28,800円	上限27,000円			
通勤手当	交通機関利用者	運賃相当額	異	上限55,000円	14,609千円	61,641円
	交通用具使用者	1,700円～21,100円		2,000円～24,500円		
手管理職	管理職職員	88,000円～58,000円	異	139,300円～46,300円	49,100千円	804,909円
手宿日当直	宿日直勤務	6,500円	異	4,200円	1,646千円	9,915円

6 特別職の報酬等の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	給料月額等
給 料	町 長 663,200円 (829,000円)
	副町長 605,700円 (673,000円)
	教育長 556,200円 (618,000円)
	議 長 442,000円
報 酬	副議長 366,000円
	議 員 339,000円
期末手当	町 長 (平成22年度支給割合) 3.8月分
	副町長
	教育長
	議 長 (平成22年度支給割合) 4.25月分
	副議長
退職手当	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
	町 長 給料月額×在職月数×37.5/100 14,922,000円 任期ごと
	副町長 給料月額×在職月数×25.0/100 8,076,000円 任期ごと
	教育長 給料月額×在職月数×20.0/100 5,932,800円 任期ごと

- ※ 1 給料および報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

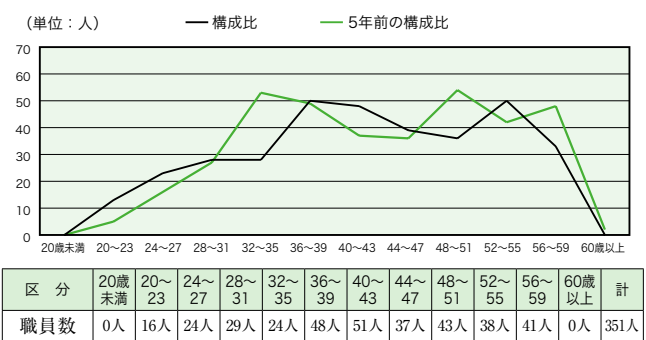
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成23年	平成22年		
一 般 行 政 部 門	議 会	5 人	5 人	0 人	業務の見直しによる (参考) 人口1万人当たり 職員数43.43人
	総 務	70人	70人	0 人	
	税 務	20人	20人	0 人	
	農林水産	7 人	7 人	0 人	
	商 工	3 人	3 人	0 人	
	土 木	45人	43人	2 人	
	民 生	27人	26人	1 人	
	衛 生	29人	29人	0 人	
特 別 部 門 行 政	小 計	206人	203人	3 人	業務の見直しによる
	教 育	65人	65人	0 人	
	消 防	49人	50人	△1 人	
	小 計	114人	115人	△1 人	
計		320人	318人	2 人	(参考) 人口1万人当たり 職員数67.47人
会 計 部 門	下 水 道	10人	10人	0 人	業務の見直しによる
	そ の 他	21人	20人	1 人	
	小 計	31人	30人	1 人	
合 計		351 人 (394 人)	348 人 (394 人)	3 人 (0 人)	(参考) 人口1万人当たり 職員数74.01人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 () 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成23年4月1日現在）



人事行政運営等の状況に関する公表

（１）職員の総数

一般職の職員の条例上の定数と現在の職員数（定数の範囲内で職員を置いています）
（各年４月１日現在）

	平成23年度	平成22年度
職員定数	394	394
職員数	351（19） 93（１）	348（13） 91（１）

（注）１．職種には、一般行政職、技能労務職などがあります。
２．（ ）内は、短時間勤務職員であり、外数です。
３．下段は、女性の職員数であり、内数です。

（２）採用者の状況

①職種別・採用方法別職員数

採用方法は、試験による採用と選考による採用があります。試験採用については、一般行政職の１次試験は教養試験または専門試験、２次試験は作文および面接を主な内容としています。

	平成22年度		
	試験採用	選考採用	計
一般行政職	10	0	10
	2	0	2
消防職	1	0	1
	0	0	0
合 計	11	0	11
	2	0	2

（注）各職種の下段は、女性職員の採用者数であり、内数です。

（３）人事異動制度の概要と実施状況

職員を昇任および降任以外の方法で他の職員の職に任命することを言います。

平成22年度の人事異動者数

区 分	町長部局	教育委員会
部長級	4（３）	0（１）
参事級	3（４）	0（１）
課長級	21（20）	4（４）
その他	59（57）	17（11）
合 計	87（84）	21（17）

（注）１．「教育委員会」には、校長、教頭、教諭等は含まない。 ２．（ ）内は平成21年度の状況です。
３．町長部局には、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、消防を含む。

（４）女性職員の管理職員への任用

（各年４月1日現在）

年 度	平成23年度	平成22年度
人 数	10	10
全常勤職員に占める割合	2.8%	2.9%
全管理職員に占める割合	18.2%	16.7%

（５）退職者の状況

退職者には、以下の事由の退職があります。
○定年退職：定年（原則60歳）により退職する場合
○勧奨退職：人事管理上の目的から職員に退職勧奨を行い、これに応じて退職する場合
○自己都合退職：本人の都合により退職する場合
○その他：死亡等による退職等

事由別退職者の数

（平成22年度）					
	定 年	勳 奨	自己都合	その他	計
一般行政職	8（10）	0（2）	1（6）	0（0）	9（18）
うち管理職	6（9）	0（2）	1（1）	0（0）	7（12）
技能労務職	0（1）	0（0）	0（0）	0（0）	0（1）
うち管理職	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
計	8（11）	0（2）	1（6）	0（0）	9（19）
うち管理職	6（9）	0（2）	1（1）	0（0）	7（12）

（注）（ ）内は平成21年度の状況です。

（６）再任用の状況

再任用とは、高齢者雇用のため定年退職者を再雇用する制度です。
なお、再任用職員には、定年前の職員と同様に勤務する常時勤務職員と、それよりも短時間勤務する短時間勤務職員があります。
（平成22年度）

職種	常時勤務	短時間勤務
一般行政職	0（0）	10（8）
技能労務職	0（0）	3（3）
計	0（0）	13（11）

（注） １．（ ）内は平成21年度の状況です。 ２．職種は再任用時の職種です。

（７）外郭団体等への管理職の再就職の状況について

退職時に管理職であった者についての外郭団体等への再就職の状況は以下のとおりです。（平成23年４月１日現在）

再就職先	他の地方公共団体	特定地方独立行政法人	外郭団体	非常営利団体(他の項目に該当する者を除く)	営利企業(他の項目に該当する者を除く)	自営業
再就職者数	0	0	1	2	0	0

（注） 外郭団体とは、土地開発公社、（株）さむかわ公共サービスなど、寒川町が資本金または基本金等の25%以上を出資している法人をいいます。

（８）身体障害者および知的障害者の任用状況

法定雇用率	2.1%	平成22年度	4.64%
-------	------	--------	-------

（９）給与改定の概要

平成23年９月に人事院が国家公務員の給与について行った勧告（人事院勧告）に準じて行った平成23年12月の給与改定の概要は次のとおりです。（一般職）

項 目	寒川町の改定状況	国の改定状況
給 料	人事院勧告に基づき改正 行政職給料表1 △0.21%（加重平均） 行政職給料表2 △0.10%（加重平均）	――

（10）旅費の概要

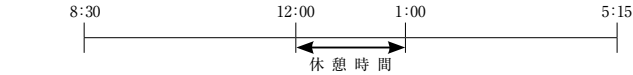
公務出張に要する費用を旅費として支給します。その支給内容の概要は次のとおりです。 （平成23年４月１日現在）

鉄道賃・船賃・航空賃・車賃	運賃等を支給しています。
日 当	外国への出張の日数に応じ定額で支給しています。
食料料	車中泊等をした場合には、夜の食費を支給しています。
支度料	外国への出張、赴任には、支度に要する費用を支給しています。

（11）職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

①職員の勤務時間、休憩・休息時間の概要 （平成23年４月１日現在）

職員の勤務時間は、午前８時30分から午後５時15分までの１日７時間45分です。



②職員の年次休暇の概要と取得状況

労働基準法の規定に従い、原則として１年に20日の有給休暇があたえられます。（各年１月１日から12月31日）

平成22年の平均取得日数	平成21年の平均取得日数
7.4日	7.5日

③介護休暇の概要と取得状況

職員が要介護状態にある家族を介護するための休暇制度があり、連続する6月取得することができます。介護休暇は、1日単位ではなく、時間単位で取得することもできます。

	取得者	
	平成22年度	平成21年度
介護休暇	0（0）	0（0）

（注）（ ）内は、女性の取得者数であり、内数です。

④職員の育児休業の概要と取得状況

職員が育児をするための休業制度があり、最長3年間取得することができます。育児休業は連続した日単位で部分休業は時間単位で取得することができます。

	取得者	
	平成22年度	平成21年度
育児休業	9（9）	10（10）
部分休業	1（1）	0（0）

（注）（ ）内は、女性の取得者数であり、内数です。

（12）職員の分限処分および懲戒処分の状況（平成22年度）

職員は身分を保障されていますが、一定の事由があれば、分限処分や懲戒処分により職を失ったり、降任されたり、給料を減額されたりします。分限処分とは公務の能率の維持のために行う処分であり、懲戒処分とは公務員としてふさわしくない非行があった場合に公務員関係の秩序を維持するために行う処分です。

①分限処分者 合計 １人 ②懲戒処分者 合計 ０人

（13）研修の基本方針・体系の概要と実施状況

①研修基本方針

ア 住民サービスを充実させるため、職員の接遇能力・説明能力の向上を図り、住民から信頼される職員を育成します。
イ 住民ニーズの多様化・高度化に伴い、今後増大する行政需要に対し、創造的に取り組み、効果的な企画・行動をおこせる職員を育成します。
ウ 組織として何を行うべきか、その職務に対し常に問題意識を持ち意識改革を図るとともに、行政目標の実現に向け行動する職員を育成します。
エ 急速に社会環境の国際化が進む中、国際的・広域的な視野、多角的な視点で行政課題をとらえ、また住民とのパートナーシップにより市民感覚をもって行政を考えられる職員を育成します。
オ 職務における職員育成（OJT）の重要性について共通認識を持たせ、各職場での職場研修をフォローするとともに職員が自ら学ぶ学習的風土の醸成に努めます。

②研修概要と実施状況

（平成22年度）					
１．職場研修					新採用職員研修
２．職場外研修	A 集合研修	(１) 階層別研修	(A) 町実施研修		主任主事級研修
					新採用職員研修
					初級研修（主事級対象）
					中級研修（主任主事級対象）
					新任監督者研修（主査級対象）
	B 専門派遣研修	(２) 実務研修	(B) 研修センター実施研修		現任監督者研修（副主幹級対象）
					管理者研修（部・課長級対象）
					「地方公会計制度の意義」
					2市1町合同研修
					3町合同研修
	C 視察研修	(３) 地域別研修	(４) 一般研修		「認知症サポーター養成講座」
					市町村研修センター
					市町村職員中央研修所
					自治大学校
					日本経営協会（NOMA）
３．自己啓発研修					都市整備技術センター
					全国建設研修センター
					日本人事行政研究所
					行政課題視察研修（実施なし）
					通信教育助成

（14）職員の健康の保持増進

①労働安全衛生法に従い、職員の健康診断を年１回実施しております。
②産業医による相談窓口、執務環境のチェックを実施しております。

☎総務課 ☎（７４）１１１１内線２１４ 職員担当 FAX（７４）９１４１

情報のひろば

会議の開催

④は公開、⑤は非公開①とき②受付時間③ところ④定員⑤内容⑥問い合わせ先⑦非公開の理由
※当日、内容によっては部分非公開となる場合もあります。

▶④教育委員会定例会
①4月20日(金)午後1時30分から
②午後1時25分まで③分庁舎1階会議室④5人(抽選)⑤未定⑥教育総務課☎内線513FAX(75)9907



お知らせ

指定校以外へ就学する場合は手続きが必要です

町教育委員会では、住所により児童・生徒が就学する小・中学校を指定しています。
引っ越しなどにより住所が変わった、家庭や児童・生徒本人に特別な事情があるなどの理由で、指定された学校とは異なる学校への就学を希望する場合は、学校教育課へ申請してください。
※詳しくは同課へお問い合わせください。
☎学校教育課☎内線524学事担当FAX(75)9907

はり・きゅう・マッサージ
受療券を交付します

対象 4月1日現在で、次のいずれかに該当する人●町内に1年以上在住している75歳以上の人(昭和12年4月1日以前に生まれた人)●介護保険認定で要介護4または5と認定されている人を在宅で介護して

役場 74-1111

問い合わせ先が役場の場合、電話番号は省略してあります。
申し込み時間は、特に記載のない場合午前8時30分から午後5時までです。
申込み方法の記載がない場合は原則当日受け付けです。

いる同居の家族／交付枚数 年間4枚(1枚利用につき2,500円助成)
申し込み 本人か同居の家族または依頼を受けた地区の民生委員児童委員が本人の印鑑を持って高齢介護課へ直接
☎高齢介護課☎内線155高齢福祉担当FAX(74)5613

妊婦健康診査費用の助成

自己負担した妊婦健康診査費用の一部または全額を助成します。
対象 4月1日以降に妊婦健康診査を受診し、補助券が使えないため費用(保険診療分を除く)を自己負担した人
申請方法 受診した日から6カ月を経過する日まで(複数回分まとめて申請する場合は、最終受診日から6カ月を経過する日まで)に、妊婦健康診査用助成金支給申請書、母子手帳、医療機関等の領収書等(受診者名、受診日、妊婦健康診査費用であることがわかるもの)、未使用の妊婦健康診査費用補助券、印鑑(朱肉で押印するもの)、本人の通帳の写しを持って健康課へ直接
※申請書は健康課または町ホームページで入手できます。
☎健康課☎内線163健康づくり担当FAX(74)5613

接種費用を全額助成します

子宮頸がん予防、ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン(細菌性髄膜炎の発症を予防)の接種費用を全額助成します。
<子宮頸がん予防ワクチン>
対象 ●平成8年4月2日～平成12年4月1日生まれ的女性(中学1～3年生、高校1年生相当)●平成24年3月31日までに接種を開始している平成7年4月2日～平成8年4月1日生まれ的女性(高校2年生相当)
<ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン>
対象 町内に住民登録か外国人登録がある生後2カ月～5歳の誕生日の前々日までの乳幼児
* * * *
※任意の予防接種です。効果や副反応などよく理解し体調のよいときに接種を受けましょう。
※予防接種費用の助成や町指定医療機関について詳しくは、さむかわ健康だよりまたは町ホームページをご覧ください。健康課へお

問い合わせください。
☎健康課☎内線162健康づくり担当FAX(74)5613

麻しん・風しん(MR)の予防接種を受けましょう

平成20年4月1日から5年間は次の期間に生まれた人も定期予防接種の対象です。無料で接種を受けることができるのは平成25年3月31日(日)までですので、お早めに町内または茅ヶ崎市内の指定医療機関で1回接種を受けてください。
●第3期 平成11年4月2日～平成12年4月1日(中学1年生相当)
●第4期 平成6年4月2日～平成7年4月1日(高校3年生相当、特例として高校2年生で接種を受けている人は対象外)
☎健康課☎内線162健康づくり担当FAX(74)5613

がん検診無料クーポンを送付します

町が実施するがん検診(子宮頸がん、乳がんマンモグラフィー、大腸がん)の無料クーポン券を6月初旬ごろに送付します。
無料クーポン券が届く前に指定医療機関で受診した場合は、自己負担額を助成します。詳しくは無料クーポン券に同封の受診案内をご覧ください。
対象者の生年月日については、さむかわ健康だよりでご確認ください。
☎健康課☎内線162健康づくり担当FAX(74)5613

猫の不妊・去勢手術費の助成

町では、野良猫や捨て猫の増加を防ぐため、猫の不妊や去勢手術費用の一部を助成しています。
対象 町に住民登録があり、猫を飼っている人(1年度につき1世帯1匹まで)／助成額 ●不妊手術(メス)5,000円●去勢手術(オス)3,000円
※町内の動物病院で手術を受けてください。
申し込み 手術を受ける前に、印鑑と預(貯)金通帳などの振り込み先が分かるものを持って、環境課へ直接(申請書は町ホームページで入手できます)

寒川総合図書館発信



本欄のだ～なくんの
この本、知ってる?

『月刊かがくのとも』

出版社 福音館書店

ざっし

5、6歳の子どもを対象にした月刊の科学絵本です。衣食住、自然、工作、人間の体、動物など、子どもを取り巻くさまざまな事柄を題材にしています。子どもの素朴な疑問に答え、好奇心を育て、科学の楽しさを伝える絵本です。

☎環境課☎内線425環境保全担当FAX(74)1385

スズメバチの巣を見つけたら

町では、毒性や攻撃性が強く危険なスズメバチに限り、巣の駆除をしています。巣を見つけたら速やかに連絡してください。
巣の特徴(オオスズメバチを除く)
●丸い形のものが多く、全体にしま模様がある(作り始めは、とっくり型)●ハチが入り出す穴が1つ



※ハチの大きさでなく巣の形で確認してください。
※スズメバチ以外の巣の駆除は専門の窓口にご相談ください。
<害虫駆除等相談窓口>
☎公益社団法人ベストコントロール協会☎0120(06)4643
☎環境課☎内線425環境保全担当FAX(74)1385

町議会定例会を開催します

町議会では、より主導的・機動的な活動を進めるために導入した通年議会の会期を決定するため、次のとおり平成24年第2回定例会を開催します。
とき 4月9日(月)午前10時から
ところ 町議会議場
定員 30人(先着順)
※通年議会とは、定例会の会期を1年間として閉会期間をなくし、必要に応じて本会議・委員会を開けるようにする制度です。
☎議会事務局☎(74)1111内線342FAX(74)9141

広告



情報のひろば

ん(宮山)●洋らん 井出一浩さん(宮山)
☎産業振興課☎内線283農政担当FAX(74)2833

旭ファイバーグラス株式会社のテニスコートが利用できます

利用時間 4月8日(日)から毎週日曜日午前9時～午後7時までの間の2時間単位／ところ 旭ファイバーグラス株式会社湘南工場テニスコート(砂入り人工芝テニスコート1面)／対象 町公共施設利用予約システムでテニス利用者として登録している人
申し込み 町公共施設利用予約システムで利用日の5日前までに予約
※詳しくは、スポーツ振興課へお問い合わせください。
☎スポーツ振興課☎内線541スポーツ振興担当FAX(75)9907

「はかり」の定期検査

取引または証明に使用している「はかり」は、2年に1回定期検査を受け、「はかり」の正確さを保たなければなりません。(公社)県計量協会の職員が検査対象の事業所や店舗等を巡回して検査します。
とき 4月中旬(検査日は事前に通知します)
※取引または証明に「はかり」を使用していて、次のいずれかに該当する場合は、4月10日(火)までに産業振興課へご連絡ください。
▶購入してから今まで検査を受けていない
▶届出内容に変更があった
▶「はかり」を使用しなくなった
☎県産業技術センター計量検定所☎045(421)3484
☎産業振興課☎内線284商工観光担当FAX(74)2833

情報のひろば



役場 74-1111

問い合わせ先が役場の場合、電話番号は省略してあります。
申し込み時間は、特に記載のない場合午前8時30分から午後5時までです。
申込み方法の記載がない場合は原則当日受け付けです。



教室・講座



町民大学



町民大学とさむかわゆうゆう学園

ことばの訓練(機能訓練)

月1回程度、言語聴覚士を中心にグループでことばの訓練を行っています。40～64歳の人で脳血管疾患などの後遺症があり、訓練を希望する人はぜひご参加ください。見学や体験もできます。

＜4月の訓練日＞

とき 4月13日(金)午後1時30分～午後3時30分／ところ 健康管理センター

※5月以降の訓練日については広報さむかわの行事予定カレンダーでご確認ください。

☞健康課☎内線162健康づくり担当 FAX(74)5613



離乳食講習会 かみかみ期

3回食や離乳の完了について、

弓道教室

初心者が対象です。

とき 5月12日～6月30日の毎週土曜日(全8回)午前9時30分～正午／ところ 寒川総合体育館／対象 町内在住か在勤または在学の高校生以上の人 15人(抽選)／講師 町弓道協会会員／費用 200円(下がけ代)

申し込み 4月26日(木)までにスポーツ振興課へ電話か直接またはEメールで
☞スポーツ振興課☎内線542FAX(75)9907

☐sports@town.samukawa.kanagawa.jp

危険物取扱者試験対策受験準備講習会

6月10日(日)に実施される危険

物取扱者試験に向けて受験準備講習会を開催します。

とき 5月19日(土)午前9時30分～午後5時／ところ 茅ヶ崎市コミュニティホール(茅ヶ崎市役所分庁舎)／費用 9,000円(テキスト代等)

申し込み 4月4日(水)から消防本部予防課へ直接
※受験願書、準備講習会申込書は同課にあります。

☞消防本部予防課☎(75)8002 予防担当FAX(75)8080

ちびっこクッキング教室

朝食メニューを作ろう。

とき 4月28日(土)午前10時～正午／ところ 南部文化福祉会館／対象 町内在住の小中学生 20人(先着順)／内容 ホットケーキ、ハウレン草入りスクランブルエッグ、マカロニサラダほか／講師 生涯学習指導員／費用 100円(材料費)／持ち物 エプロン、三角きん、ハンドタオル
申し込み 4月14日(土)午前9時から同館へ費用を持って直接
☞南部文化福祉会館☎(75)0281 FAX(75)1777

高齢者ガーデニング教室

鉢花を育ててみませんか。

とき 4月23日(月)午前10時～正

広告

ニコニコリサイクル フリーマーケット出店者募集

使わなくなった物や、いらなくなった物をごみにする前にもう一度活躍させてみませんか。
飲食物、動植物、リサイクルに関係のない手作りの物、電気製品の販売およびプロの出店はできません。

とき 5月19日(土)午前10時～午後3時(天候不良の場合は5月20日(日)に順延)

ところ さむかわ中央公園

対象 町内在住の世帯・グループ 160店(先着順)

費用 500円(協賛金等)

※1世帯・グループにつき1区画で、出店場所の希望は不可。

申し込み 4月2日(月)から「フリーマーケット出店希望」、代表者の住所、氏名、電話番号、出店物の主な内容を記入して環境課へ郵送で(4月20日(金)必着)
※申し込みは1世帯・グループにつき1枚まで。

☞環境課☎(74)1111内線424生活美化担当 FAX(74)1385

午／ところ 町ふれあいセンター／
対象 町内在住の60歳以上の人 20人(抽選)／講師 町鉢物部会会員／費用 1,000円(教材費等)
申し込み 4月16日(月)までに町シルバー人材センターへ電話で
☞(社)町シルバー人材センター☎(74)7622FAX(73)0033

陸上競技体験教室

とき ●4月14日(土)●4月21日(土)※いずれも雨天の場合は翌土曜日に順延。／時間・対象 ●午前9時～11時30分・小学生●午前9時30～正午・中学生以上／ところ 田端スポーツ公園／講師 日本陸上競技連盟公認コーチほか／内容 基本的な動きを学ぶ／持ち物 タオル、飲み物、運動のできる服装で

申し込み 4月1日(日)午前9時からNPO法人スポーツクラブ1994へ電話かEメールで

☞NPO法人スポーツクラブ1994 杉山☎090(2558)8426

☐samukawa@samukawa.com

文教大学オープンユニバーシティ(春期)

どうなる日本経済、医療事務講座など全17講座(春期)を開催します。開講日時、受講料などは講座によって異なります。詳しくは文教大学生涯学習センターへお問い合わせください。

ところ 文教大学湘南校舎(茅ヶ崎市行谷1100)

☞文教大学生涯学習センター☎0120(160)449

☎http://www.bunkyo.ac.jp/stf/shougai/index.html



催し

成人学習

カーネーション農家を訪ねて

宮山地区の生産農家を訪ね、カーネーションを鑑賞しながら品種や歴史などを学びます。

とき 4月18日(水)(雨天中止)／集合時間・場所 午後1時・寒川総合体育館(午後4時ごろ解散)／対象 町内在住か在勤の人 20

人(先着順)

申し込み 4月3日(火)午前9時から寒川町公民館へ電話か直接
☞寒川町公民館☎(75)0021 寒川町公民館生涯学習推進員会議 FAX(75)0021



企画展示「知りたい!なりたい! あこがれの仕事」

いろいろな仕事の紹介と、どうしたらその仕事に就くことができるのか分かる本を展示します。
※資料は一部を除いて貸し出し可。
とき 4月17日(火)～5月27日(日)／ところ 寒川総合図書館
☞寒川総合図書館☎(75)3615 FAX(75)3669

視覚障害者のための生活用具勉強会・情報交換会

七沢更正ライトホームの職員が日常生活用具などの紹介とアドバイスをします。

とき 4月22日(日)午前10時～午後2時／ところ 南部文化福祉会館／対象 視覚障害者とその家族、ボランティア 20人(先着順)
☞町視覚障害者福祉協会 長田☎090(2338)2098

さくらまつり

とき 4月8日(日)午前11時～午後2時(雨天の場合は4月15日(日)に順延)／ところ 倉見桜緑道(JX日鉱日石金属株式会社正門脇)／内容 演芸、イベント、模擬店ほか
※桜の開花にあわせ、夕方から桜緑道のちょうちんに点灯します。
☞さくらまつり実行委員長 一ノ瀬☎&FAX(75)3138



募集

県障害者スポーツ大会

卓球・サウンドテーブルテニス競技会

とき 6月10日(日)／ところ 県立体育センター(藤沢市善行7-1-2)／対象 県内(横浜、川崎市を

除く)に在住する13歳以上(4月1日現在)で、次のいずれかに該当する人●療育手帳所持者●療育手帳取得対象と準ずる障害のある人●身体障害者手帳所持者
※障害の程度、内容によって、参加できない場合があります。
申し込み 5月2日(水)までに福祉課へ電話か直接
☞福祉課☎内線134障がい福祉担当 FAX(74)5613

学童クラブ指導員

勤務場所 ●わかばクラブ(旭小学区)●星の子クラブ(南小学区)／勤務内容 児童の遊びや生活の手助け／勤務日 週3回程度(ローテーション制)
※詳しくは各クラブへお問い合わせください。

申し込み 4月27日(金)までに事前に電話(平日午後1時30分～6時)の上、各クラブへ直接
☞わかばクラブ☎(73)4802
☞星の子クラブ☎(75)3995

町長杯ソフトテニス大会出場者

とき 4月22日(日)午前9時から(午前8時30分受け付け開始、雨天の場合は4月30日(月)に順延)／ところ 青少年広場／対象 町内在住か在学または在勤の高校生以上の人を含むペア／内容 一般の部、シニアの部(45歳以上)／費用 1人500円(保険代等)
申し込み 4月8日(日)までに町ソフトテニス協会へ電話かメールで
☞町ソフトテニス協会 大矢☎(75)1275
☐ichinomiya2202005@yahoo.co.jp

身体障害者協力登山会参加者

とき 5月20日(日)／ところ 大平山(山中湖村)／対象 ●身体障害者 45人●支援ボランティア 165人(いずれも抽選)／費用 5,000円(交通費等、身体障害者は無料、大・高校生2,500円、中学生1,500円、小学生1,000円)
申し込み 5月13日(日)までに山岳集団ベルククラブへ電話かファクスで(電話の場合は午後6時以降)
☞山岳集団ベルククラブ 室井☎0465(23)0416FAX0465(23)6290

4月の行事カレンダー

		行事・イベントなど	各種相談（☎＝予約制）	会議（㊦は公開、㊧は非公開）
1日	日			
2日	月		消費生活相談（㊦10～16時、受付15時まで）／ 多重債務法律相談（㊦13:15～16:15）【予約および事前相談】	
3日	火			
4日	水	初心者写真教室[11日]	法律相談（㊦13～16時）【㊦】	
5日	木	町立小・中学校始業式、入学式／体操の日（㊦10:00～11:30）	消費生活相談（㊦10～16時、受付15時まで）	
6日	金	巡回ひろば（㊦10:00～11:30）／3B体操講習会[20日]	成年後見相談（㊦13～16時）【㊦】	
7日	土	臨時窓口開庁（8:30～12:00）／おはなし会㊦／ おはなし図書館（㊦10:30～11:00）／子ども囲碁将棋教室（㊦10:00～11:30）		
8日	日	第62回観桜駅伝競走大会／県障害者スポーツ大会[13,20日]		
9日	月	子育てひろば（㊦10:00～11:30）	消費生活相談（㊦10～16時、受付15時まで）	㊦町議会定例会
10日	火	狂犬病予防注射（小動神社・菅田公園）	人権相談（㊦13～16時、受付15時まで）	
11日	水	狂犬病予防注射（さむかわ中央公園・倉見桜緑道南側公園）	法律相談（㊦13～16時）【㊦】／多重債務法律相談（㊦13:15～16:15）【予約および事前相談】	
12日	木	父親母親教室[20、27日]／狂犬病予防注射（倉見地域集会所・青少年広場）	消費生活相談（㊦10～16時、受付15時まで）	
13日	金	おはなし広場幼児（㊦10:30～11:15）／狂犬病予防注射（一之宮公園・田端スポーツ公園）	司法書士相談（㊦13～16時）【㊦】	
14日	土	おはなし会㊦／百人一首かるた教室（㊦10:00～11:30）／子ども会説明会／子ども科学少年団		
15日	日			
16日	月		消費生活相談（㊦10～16時、受付15時まで）／ 多重債務法律相談（㊦13:15～16:15）【予約および事前相談】	
17日	火	子育てひろば（㊦10:00～11:30）／企画展示「知りたい！なりたい！あこがれの仕事」[～5/27]		
18日	水	体操の日（㊦10:00～11:30）／巡回ひろば（㊦10:00～11:30）／カーネーション農家を訪ねて	法律相談（㊦13～16時）【㊦】／木造住宅無料耐震相談（㊦10～16時）【㊦5人】	
19日	木	子育てひろば（㊦10:00～11:30）	心配ごと相談（㊦9～14時）【㊦前日16時まで】、 消費生活相談（㊦10～16時、受付15時まで）	
20日	金			㊦教育委員会定例会
21日	土	おはなし会㊦／おはなし図書館（㊦10:30～11:00）／子ども囲碁将棋教室（㊦10:00～11:30）		
22日	日			
23日	月	子育てひろば（㊦10:00～11:30）／離乳食講習会	消費生活相談（㊦10～16時、受付15時まで）	
24日	火	巡回ひろば（㊦10:00～11:30）	人権相談（㊦13～16時、受付15時まで）	
25日	水		行政書士相談（㊦9:30～11:30）【㊦】／多重債務法律相談（㊦13:15～16:15）【予約および事前相談】	
26日	木	巡回ひろば（㊦10:00～11:30）	消費生活相談（㊦10～16時、受付15時まで）	
27日	金			
28日	土	おはなし会㊦／おはなし広場小学生（㊦13:30～14:00）／ちびっこクッキング教室		
29日	日	国民健康保険・後期高齢者医療保険休日納付相談窓口（～15時）		
30日	月			
5月1日	火	国民健康保険料、保育料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、清掃手数料従量制4期納付期限	消費生活相談（㊦10～16時、受付15時まで）	
ところの凡例（問い合わせ先） ㊦＝健康管理センター ㊦＝町民相談室（㊦内線172） ㊦＝都市計画課（㊦内線277） ㊦＝倉見地域集会所 ㊦＝寒川町公民館 ㊦＝北部文化福祉会館 ㊦＝南部文化福祉会館 ㊦＝一之宮公園管理事務所 ㊦＝町民センター ㊦＝寒川総合図書館 ㊦＝寒川総合体育館 ㊦＝中瀬地域集会所 ㊦＝社会福祉協議会☎(74)7621 ㊦＝茅ヶ崎市役所 ㊦＝茅ヶ崎保健福祉事務所☎(85)1171 ㊦＝大村地域集会所				

		休日当番医・健診などの健康事業（㊦＝予約制・申込制）
1日	日	㊦五島クリニック☎(74)8180
2日	月	
3日	火	
4日	水	
5日	木	
6日	金	
7日	土	
8日	日	㊦玉井産婦人科・小児科☎(74)2920
9日	月	
10日	火	1歳6カ月児健康診査（㊦12:40～13:30）／エイズ相談・検査（㊦9～11時）／B型C型肝炎の検査（㊦11:00～11:30）
11日	水	
12日	木	
13日	金	7カ月児相談（㊦9:00～9:20）／2歳児歯科相談（㊦10:30～11:00）／ことばの訓練（㊦13:30～15:30）
14日	土	
15日	日	㊦木島医院☎(75)0005
16日	月	
17日	火	
18日	水	アルコール教室（㊦14:30～16:00）
19日	木	
20日	金	
21日	土	
22日	日	㊦原田内科☎(74)0702
23日	月	
24日	火	3歳6カ月児健康診査（㊦12:40～13:30）／エイズ相談・検査（㊦9～11時）／B型C型肝炎の検査（㊦11:00～11:30）
25日	水	物忘れ相談（㊦13:30～15:30）
26日	木	
27日	金	ピーパー歯科検診（㊦13～16時）
28日	土	
29日	日	㊦さむかわ富田クリニック☎(72)5777
30日	月	㊦永田外科☎(75)6075
5月1日	火	
㊦＝休日当番医 ※診療時間 9～22時（12～13時と17～19時は除く） 健康相談 妊娠出産、子育て、思春期、生活習慣病予防や改善、禁煙、各世代の栄養などについて、保健師、管理栄養士、看護師と相談ができます。 ※健康課受付時間 平日 9:30～11:30、13～16時、面談希望の場合は要予約		

土曜開庁 毎月第1・第3土曜日（1月1日～1月3日は除く）の午前中町民課の窓口を開設しています。
とき 午前8時30分～正午／ところ 町役場1階町民課窓口
※詳しくは町ホームページをご覧ください。

急病のときは

※事前に必ず連絡をしてお出かけください。

午後10時以降の問い合わせ

町消防署☎(75)8000
次のようなときは迷わず119番通報してください。
●呼吸困難であるとき●意識がないとき
●胸が痛いとき●激しく頭が痛いとき

救急病院（平日の診療時間外や午後10時以降）

寒川病院（宮山193）☎(75)6680
茅ヶ崎市立病院（茅ヶ崎市本村5-15-1）☎(52)1111
茅ヶ崎徳洲会総合病院（茅ヶ崎市幸町14-1）☎(85)1122
茅ヶ崎中央病院（茅ヶ崎市茅ヶ崎2-2-3）☎(86)6530
湘南東部総合病院（茅ヶ崎市西久保500）☎(83)9111

耳鼻咽喉科・眼科急患

日曜日、祝日、年末年始の午前9時～午後5時の診療所は消防署に問い合わせてください。
町消防署☎(75)8000

歯科急患

日曜日、祝日、年末年始の午前9時～午後5時（正午～午後1時は除く）
ところ 茅ヶ崎市地域医療センター☎(52)1611

かながわ小児救急ダイヤル

夜間、子どもの急な体調の変化や症状について、家庭でどう対処すべきか、すぐに医療機関にかかるべきか看護師がアドバイスします。治療や診断は行いません。（毎日午後6時～午前零時）☎045(722)8000
＃8000（携帯電話からでも可）

有効利用の掲示板

譲ります

▶ベビーラック▶スキーウエア(100cm)▶ベビーベッド▶ベビーゲート▶ベビーサークル▶ベビーカー(B型)▶紙おむつ処理ポット▶マッサージチェア▶日本人形(ガラスケース入り)▶こいのぼり一式▶携帯ラジオ▲基石

求めます

▶ベビーカー(A型)▶バイオリン(1/4サイズ)▶倉見幼稚園男児スモック・体操服▶三味線▶チャイルドシート

【平成24年3月16日現在】
町のホームページにも掲載しています。詳しくはお問い合わせください。
☎町民課☎内線172住民協働担当FAX(74)5613

みんなの安全のために

3月4日、寒川総合体育館で町消防団の団員を対象に消防団危険予知訓練研修を開催しました。

これは消防団の活動場面を想定し、どんな危険が潜んでいるのか、どのようにすればその危険を回避できるかを考え、共有し、危険予知の力を身に付けるためのものです。

「人間は間違えを起こす。声に出し、指さし確認するという動作で間違えを減らすこと」などを講義で学んだ参加者は、分団ごとに別れ、活動場面を想定したシート上で、声を出し、指さし確認しながら消火活動のシミュレーションを行いました。

参加者からは「今までは火しか見ていなかった。これからは周りもよく見て活動しようと思う」との感想がありました。



声を出して指さし確認



表紙
の
写真
から

2月18日から3月4日にかけて、北部公民館、南部公民館、町民センターで第34回公民館まつりを開催しました。

各会場でサークルの発表、作品展示・実習、模擬店、バザー、スタンブラリーなどが繰り広げられ、いずれの会場も地域の皆さんでにぎわいました。

作品を出品したり、発表に出演したり、会場に遊びに来たりと、さまざまな形で公民館まつりに参加した地域の皆さんが、「ぎずな社会 地域をつなぐ 公民館」の標語どおり、交流し、つながりを深めていました。



3月1日の人口と世帯

人口 47,437人 (14人減)
世帯 18,198世帯 (4世帯減)
()内は前月との比較
平成22年国勢調査確報値を基に推計しています。

●町公式ホームページ
<http://www.town.samukawa.kanagawa.jp>

●携帯電話用ホームページ
<http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/mobile/m/index.html>



湘南ベルマーレの選手が表敬訪問

2月23日、寒川町をホームタウンとしている湘南ベルマーレの大槻周平選手(写真左)と永木亮太選手(同右)が木村町長を表敬訪問しました。

木村町長は、湘南ベルマーレの優勝と両選手の今後の活躍に期待を込めて寒川特産のスイートピーを贈呈しました。



サイン入りフラッグやチャリティー・チケット60席分などをいただきました



また木村町長は3月4日、Shonan BMWスタジアム平塚で行われた湘南ベルマーレの開幕戦で始球式を行いました。

湘南ベルマーレは、永木選手などの活躍により2対1でこの試合に勝利し、開幕ダッシュに成功しました。



TOWN MAYOR'S EYE 木村町長見聞録

災害への日ごろの備えが大事！

“平時にできないことは、非常時にもできない”

昨年の3月11日に発生した東日本大震災から一年が経過しました。

未曾有の災害であったため、復興への道のりが困難を極めている。被災地への支援は引き続き継続していかなければならないが、大事なことは私たちがこの災害から何を学び、どのように取り組んでいくかだと思います。

非常時においては普段やっていないことが、いきなりできることはない。ですから、日常の中で“災害発生！”のときに、どのように行動するか、しっかりと取り組んでおくことが重要となります。

町では、この4月から毎月第1日曜日を「家族防災会議の日」とし、災害が発生したときに、どこに、どのような経路で各自が行動するかなどを話し合う日と決めました。

また、普段から水や食料、ラジオ、懐中電灯などを点検し、備えることも必要です。

「備えあれば憂いなし」これを合言葉として自衛策を一人ひとりが持ち続けていただきたい。



大規模災害発生時の食糧を確保するため、町が備蓄しているものの例